

舞岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（平成30年2月1日改訂）

（1）いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子ども健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「定期委員会」全職員

「臨時委員会」管理職、児童支援専任、教務主任、養護教諭、学年主任、該当学年
(必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。)

②委員会の運営

- ・毎月1回、職員会議内で「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに臨時に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・だれもが安心して生活できるいじめがない子ども社会をつくるために、「横浜子ども会議」（中学校ブロック）で話し合われた、子どもの主体的な具体的取組を、児童運営委員会などを活用して実践できるように支援する。
- ・「マイルール」にのっとり、全教職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行うことで、子どもが規律正しい態度で学校生活や授業、行事に取り組めるようにする。
- ・全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。
- ・教師はどの子どもにも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園、保育園との連携及び、中学校の授業参観を通して、研鑽を積めるようにする。
- ・学級としての集団づくり、及び、他学年との「たてわり活動」の機会を大切に行う。また、学級集会や委員会など、子どもの自主的な活動に教師が積極的にかわり、適切な指導、支援に当たる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行う。また、年2回「Y-Pアセスメント」を用いた支援検討会を行い、子どもや学級の社会的スキルの育成状況を把握し、指導プログラムを実践したり、プログラムの考え方を教科等の授業に取り入れたりする。

②いじめの早期発見

- ・児童理解、情報共有・組織的対応、保護者との連携について、いじめの定義理解を含む事例研修を定期的に行う。
- ・毎月の定期いじめ防止対策委員会（職員会議内）での情報共有、及び、日常における子どもに関する情報交換において、気になる子ども、配慮を要する子どもを全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンのアンケートや学校生活アンケート）を行う。結果や子どもの実態に応じて、担任や児童支援専任、養護教諭が聞き取りを行い、指導、支援に当たる。
- ・「教育相談」（個人面談）を年間計画に位置付け実施する。必要に応じて、SC、地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関につなぐ。
- ・インターネット（SNS）を通じたいじめについて、情報モラル教育の推進による児童の意識向上、及び教職員研修や保護者への啓発に努める。
- ・児童の示す変化や危険信号を見逃さないよう保護者や地域、関係機関との連携を図りながらアンテナを高く保ち、児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

③いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる事案が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が中核となり情報共有を行った後、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。また、各教職員は、いじめに係る情報を会議録などに適切に記録をする。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通し、合わせて事情や心情を聴取して、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、保護者の気持ちをしっかり受け止め、共感的で謙虚な態度で接する。

- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。また、保護者には、状況・要因・背景、学校の指導方針や見通しなどを正確に丁寧に伝え、相談や支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。また、常に重大事態に発展することを想定し、保護者と協力しながら、管理職の判断で委員会、警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

④いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ解消に至るまで、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行するとともに支援を継続する。

⑤教職員等への研修

- ・『「いじめ」根絶横浜メゾット』を使い、いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通して研修を行う。
- ・人権研修を行うことで、教職員自らが人権感覚を豊かにし、誰もが安心安全に生活できる学校・学級風土をつくっていく。
- ・特別支援教育（ユニバーサルデザイン、自閉症等）に関する研修を実施し、理解を深める。

⑥ 学校運営協議会等の活用

平成30年度設立予定の学校運営協議会、中学校区学校・家庭・地域連携事業、地区懇談会、学級懇談会などを活用し、アンケート調査の結果やいじめ問題、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめの定義・児童生徒理解研修	入学式、保護者説明会、学年集会、町内会議等で基本方針説明
5月	中学校ブロック定例会①	家庭訪問
6月	YP アセスメント実施①	学・家・地連（基本方針説明） 学校運営協議会
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） 教育相談(個人面談)①	保護者面談 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」をテーマに話し合い
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 中学校ブロック定例会②	
9月	特別支援教育研修	
10月	人権研修	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②）	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談） 教育相談(個人面談)②	保護者面談
1月	YP アセスメント実施②	
2月	中学校ブロック定例会③ 生活アンケート実施	学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。